

吉井川水系大規模氾濫時の減災対策協議会

ダム洪水調節機能部会 設置要綱(改定案)

(目的)

第1条 「ダム洪水調節機能部会」(以下「ダム部会」という。)は、河川法(昭和39年法律第167号)第51条の2に基づくダム洪水調節機能協議会として設置するものであり、ダム部会は、昨今の水害の激甚化・頻発化に鑑み、緊急時において既存ダムの有効貯水容量を洪水調節に最大限活用して水害の発生防止等が図られるよう、今後、河川管理者、ダム管理者、利水者の密接な連携の下、事前放流の取組をより効果的に実施する必要があることから、洪水調節機能の向上の取組の継続・推進を図ることを目的とする。

(所掌事項)

第2条 ダム部会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- 一 事前放流を実施するための河川管理者とダム管理者、利水者との間で締結された治水協定の見直しに必要な協議。
- 二 河川管理者とダム管理者との間の情報網の整備に必要な協議。
- 三 事前放流の実施に必要なとなるダムの操作の操作規程等への反映に必要な協議。
- 四 利水容量を洪水調節に最大限活用するための工程表の作成や見直し及び工程表に基づく施設改良等の取組に必要な協議。
- 五 更に効果的に事前放流を実施するために必要となる降雨の予測精度の向上等に向けた技術・システム開発に必要な協議。
- 六 その他、洪水調節機能の向上に必要な協議。

(対象ダム)

第3条 ダム部会は、吉井川水系における、苦田ダム、八塔寺川ダム、津川ダム、西原ダム、黒木ダム、久賀ダム、香々美ダム、日笠ダム、滝山ダム、長原ダム、柿ヶ原ダム、瀧の宮ダム、恩原ダムを対象とする。

(組織構成)

第4条 ダム部会の組織構成は、以下のとおりとする。

- 2 ダム部会は、別紙に掲げる部会員をもって構成する。
- 3 ダム部会は、前項によるもののほか、必要に応じて部会員以外の者の出席を要請し、意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第5条 ダム部会は、原則非公開とし、ダム部会の結果を吉井川水系大規模氾濫時の減災対策協議会へ報告することにより、公開と見なす。

(事務局)

第6条 ダム部会の庶務を行うため、事務局を置く。

2 事務局は、中国地方整備局 岡山河川事務所が務める。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、ダム部会の運営に関し必要な事項については、ダム部会で定めるものとする。

(附則) 本要綱は、令和2年4月28日から施行する。

改正 令和3年11月30日(部会名称変更、第1条、第2条、第3条、第5条及び別紙改正)

令和5年3月20日(第4条別紙の改正)

令和6年3月 ●日(第4条別紙の改正)

別紙

吉井川水系大規模氾濫時の減災対策協議会 ダム洪水調節機能部会

(部会員)

機関	部・課	役職	備考
津山市	水道局 水道施設課	課長	(利水者) 津川ダム 黒木ダム
備前市	産業部都市整備部 上下水道課	課長	(利水者) 八塔寺川ダム
赤磐市	建設事業部 建設課	課長	(ダム管理者) 滝山ダム
美作市	農林政策部 農村整備課	課長	(ダム管理者) 久賀ダム 瀧の宮ダム
	農林政策部 農村整備課	課長	(ダム管理者・利水者) 柿ヶ原ダム
和気町	産業建設部 都市建設課	課長	(ダム管理者) 日笠ダム
鏡野町	建設課	課長	(ダム管理者) 香々美ダム
勝央町	産業建設部	参事	(ダム管理者) 久賀ダム
奈義町	地域整備課	課長	(利水者) 西原ダム
美咲町	産業観光課	課長	(ダム管理者) 長原ダム
中国電力(株)	東部水力センター 津山土木課	課長	(ダム管理者) 恩原ダム
	水力制御所	所長	(利水者) 恩原ダム
麒麟麦酒(株) 岡山工場	醸造エネルギー課	課長	(利水者) 苦田ダム
岡山県広域水道企業団	浄水課	課長	(利水者) 苦田ダム 八塔寺川ダム・津川ダム
岡山県	農林水産部 耕地課	課長	(ダム管理者・利水者) 黒木ダム
	農林水産部 耕地課	課長	(利水者) 久賀ダム 日笠ダム・香々美ダム 長原ダム
岡山県	企業局 施設課	課長	(利水者) 苦田ダム 津川ダム・黒木ダム 久賀ダム・香々美ダム 西原ダム

岡山県	土木部河川課	課長	
農林水産省 中国四国農政局	中国土地改良調査 管理事務所	所長	(利水者) 西原ダム
勝英土地改良区		事務局長	(ダム管理者) 西原ダム
国土交通省 中国地方整備局	岡山河川事務所	事務所長	
	苫田ダム管理所	所長	
気象庁 岡山地方气象台		防災管理官	